

審 査 基 準

令和5年8月14日作成

法 令 名：個人情報保護に関する法律
根 拠 条 項：第101条第1項及び第2項
処 分 の 概 要：利用停止請求に対する措置
原権者（委任先）：宮城県公安委員会 宮城県警察本部長
法 令 の 定 め：個人情報保護に関する法律 第100条（保有個人情報の利用停止義務）
審 査 基 準：別紙「宮城県公安委員会・警察本部長における個人情報の保護に関する法律審査基準」のとおり
標 準 処 理 期 間：
申 請 先：宮城県警察本部総務課又は宮城県内各警察署警務課
問 い 合 わ せ 先：宮城県警察本部総務課（電話022-221-7171）
備 考：